

[母の氏を称する入籍]届の手続きについて (R7.3.1現在)

[例] 離婚後、母が新戸籍を編製し、子の親権者となっている場合

①現在の戸籍

筆頭者	
夫	甲野 義太郎
妻	甲野 梅子
長男	甲野 太郎

↓ 離婚届

② 離婚後の戸籍

筆頭者	
夫	甲野 義太郎
妻	甲野 梅子
親権者 母	
長男	甲野 太郎

妻の新戸籍

筆頭者	
乙山 梅子	

↓ 家裁許可・入籍届

③ 入籍後の戸籍

筆頭者	
夫	甲野 義太郎
妻	甲野 梅子
親権者 母	
長男	甲野 太郎
筆頭者	
乙山 梅子	
親権者 母	
長男	乙山 太郎

1. 子の住所地を管轄する家庭裁判所で「子の氏変更許可の申し立て」をする。

①添付書類

- 1) 離婚後の父子の戸籍謄本 1通
- 2) 離婚後の妻の戸籍謄本 1通
- 3) 収入印紙 800円(子1人につき)
- 4) 郵便切手 110円×3枚
- 5) 印鑑

※詳しいことは、事前に家裁に問い合わせてください。

②申し立てる者

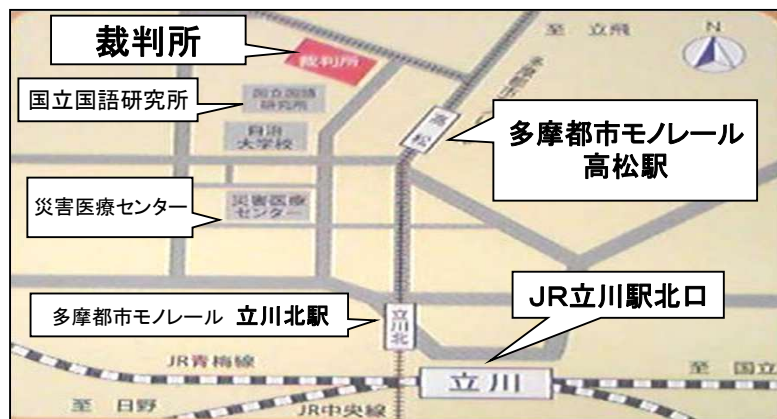
- 1) 子が14歳以下のときは、親権者
- 2) 子が15歳以上のときは、子本人

③必要書類を事前に電話などで確認の上、家裁で手続きをし、「氏変更の許可の審判書」を交付してもらってください。

2. 市役所戸籍窓口で入籍届をする。

○必要書類等

- 1) 入籍届 子1人につき1通(市窓口にあります)
 - 2) 審判書(謄本) 1通
 - 3) 届出人の印鑑 (届出人は審判の申立者と同じ)
押印は任意です。
- 氏変更する方が15歳以上の場合は子本人、
14歳以下の場合は親権者が届出人となります。



東京家庭裁判所 立川支部

〒190-8589 東京都立川市緑町10番地の4

電話 042-845-0317

- ・ JR「立川駅」北口から 徒歩約25分
- ・ 多摩都市モノレール「立川北駅」乗車「高松駅」下車 徒歩約5分